



## 移動用発電設備の用途に応じた 法令上の規制・基準について（その2）

7月号に引き続き、8月号では、工事現場等で使用される移動用発電設備の運転監視を、「電気設備に関する技術基準の解釈」で定める随時巡回方式により行う場合の要件について解説します。

**生徒** 工事現場等で使用される移動用発電設備の運転監視の一つである随時巡回方式とは、どのような監視方式ですか。

**先生** 「電気設備に関する技術基準の解釈」では、随時巡回方式は、技術員が適当な間隔をおいて巡回し、発電設備の運転状態を監視する方式とされています。随時巡回方式では、技術員が発電設備の運転状態を常時監視する必要がなく、適当な間隔をおいて巡回して運転状態を監視できることとなります。

**生徒** 工事現場等で使用される移動用発電設備を、随時巡回方式で運転監視する場合の要件について教えてください。

**先生** 工事現場等で使用される移動用発電設備の運転監視を随時巡回方式で行う場合、「電気設備に関する技術基準の解釈第47条（常時監視をしない発電所の施設）第11項」では、その要件を表1のとおり定めています。

**生徒** 表1の「技術基準の解釈第47条第11項」で定める第七号及び第八号は、具体的にはどのようなものですか。

**先生** 次のとおりです。  
第七号 取扱者以外の者が容易に触れられないように施設すること。



表1 運転監視を随時巡回方式により行う場合の要件

- 11 第1項に規定する発電所のうち、工事現場等に施設する移動用発電設備（貨物自動車等に設置されるもの又は貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備をいう。）であって、随時巡回方式により施設するものは、次の各号によること。
- 一 発電機及び原動機並びに附属装置を1の筐体に収めたものであること。
  - 二 原動機は、ディーゼル機関であること。
  - 三 発電設備の定格出力は、880kW以下であること。
  - 四 発電設備の発電電圧は、低圧であること。
  - 五 原動機及び発電機には、自動出力調整装置又は出力制限装置を施設すること。
  - 六 一般電気事業者が運用する電力系統と電氣的に接続しないこと。
  - 七 取扱者以外の者が容易に触れられないように施設すること。
  - 八 原動機の燃料を発電設備の外部から連続供給しないように施設すること。
  - 九 次に掲げる場合に、原動機を自動的に停止する装置を施設すること。
    - イ 原動機制御用油圧、電源電圧が著しく低下した場合
    - ロ 原動機の回転速度が著しく上昇した場合
    - ハ 定格出力が500kW以上の原動機に接続する発電機の軸受の温度が著しく上昇した場合（発電機の軸受が転がり軸受である場合を除く。）
    - ニ 原動機の冷却水の温度が著しく上昇した場合
    - ホ 原動機の潤滑油の圧力が著しく低下した場合
    - ヘ 発電設備に火災が生じた場合
  - 十 次に掲げる場合に、発電機を回路から自動的に遮断する装置を施設すること。
    - イ 発電機に過電流が発生した場合
    - ロ 発電機を複数台並列して運転するときは、原動機が停止した場合

**先生**

第八号 原動機の燃料を発電設備の外部から連続供給しないように施設すること。

写真のように発電設備の外部から燃料の連続供給を受けている場合は、随時巡回ではなく、常時監視が必要となる。

